

〔續史愚抄 桃園〕寶曆十年四月二十二日丙申、日吉祭禮陰陽頭秦邦暫自關東借請天眼鏡一名號萬里鏡、此器

贈大政大臣 言宗 所尋求于 異國也、親天文如載掌云々、

〔嚴有院殿御實紀附錄上〕御承統のはじめ、天守に上り玉ひしに、御側のものら、遠眼鏡を持來り、御覽あるべしと、三度まで申上しに、聞せたまはぬ御さまにて、はてに仰られしは、われ幼しといへども、當職の身なり、もし世人等、今の將軍こそ、日毎に天守に登り、遠鏡もて四方を見下すなどいひはやしなば、ゆゑ、しき大事なり、承統の前は、ともかくもあれ、今はさる輕々しきわざはなすまじとのたまひしとぞ、そのかみ、紀伊大納言頼宣卿いとけなくおはしける頃、城の天守にのぼり、千里鏡をもて四方を遠見し、大によるこび玉ひ、近習等も興ある事にもてはやしければ、卿いよいよおもしろき事と思し玉ひ、日々天守にて千里鏡をもてあそばされける、或時、安藤帶刀直次が、其所へ推參し、某にも御見せたまはるべしといひながら、その鏡をとりて、直に天守より投おとし、散々に打くだきて、後、國主、日々櫓にのぼり、遠鏡をもて、往來の人を見玉ふとありては、下々ことの外艱困するもの多し、よりにて某打くだきて候、御秘藏の千里鏡を打くだきし事、思召にかなはざらんには、某を御成敗あるべしと直諫しければ、卿大に恥おもひ玉ひ、この後は、かゝる事絶てなし玉ざはりしといふことを傳へしが、公には、此事聞召し置れたるには、あらざるべけれど、みづから天品の卓越し玉ひしゆゑ、かゝる仰もありしなるべし、閑窓慎話

〔閑田次筆一〕紀實

寛政年間、和泉國貝塚の人、岩橋善兵衛、新に望遠鏡を製す、その形八稜筒、周圍大抵八九寸、長はこれに十倍す、政府の司天臺に蠻製のものを藏めらるゝといへども、其他にきくことなく、善兵衛が製する所はじめなりとぞ、五年丑秋七月廿日、橋南谿の宅に人々つどひて、これをもて諸曜を窺ふに、能肉眼の視ことあたはざる所をわきまふ、もとより蠻人のいふ所に符へり、略中又此後